

戦争・死刑と国家。そして国家と人民（144）

(Eメールニュース「みやぎの九条」2020年6月1日号)

小田中 聡樹（東北大学名誉教授・みやぎ憲法九条の会世話人）

(今号は2017年7月に生じた諸問題に移ります。第一回目は核禁条約問題から入りません。)

はじめに

2017年7月分として、主に取り上げるのは7月7日に国連交渉会議（国連会議）で採択された核兵器禁止条約（核禁条約）である。国連加盟国193ヶ国のうち122ヶ国の圧倒的多数の支持を得て採択された核禁条約は、人類史上の画期的成果である（反対はオランダ。棄権はシンガポール。日本（政府）は「不参加」）。

そこで核禁条約につき成立過程、内容、意義・評価について記述する。

一 核禁条約の成立過程

(1) 国連交渉会議で採択の歴史的瞬間

① 2017年7月7日、国連交渉会議（国連会議）は核禁条約を圧倒的多数で採択した。

その歴史的瞬間について、笠井衆議院議員（共）は「新しい歴史を開く核禁止条約、いまこそ完全廃絶へ」前衛2017年9月号で大要次のように述べている。

② 2017年7月7日、現地時間の午前10時50分について核兵器禁止条約が採択された。「そのとき歴史が動いた」という歴史的瞬間に居合わせた。満場が拍手と歓声なりやまぬスタンディングオベーションが続いた。拍手なしが慣習とされる国連の会議では異例の光景だ。

広島・長崎への原爆投下から72年間、長年の被爆者の渾身の訴え、草の根で雨の日も雪の日も風の日も、暑い日も寒い日もねばりつよく核兵器廃絶署名行動に取り組む6・9行動、核戦争阻止、核兵器廃絶、被爆

者援護・連帯をもとめて1955年から毎年開かれる原水爆禁止世界大会、平和行進など、日本国民の声と運動が届いて、ついに実った。

とくに、被爆者のみなさんは、原爆症などに苦しみながら、文字通り命をかけて裁判をたたかい、国際舞台にもかけて被爆の実相を語り語らせ、核兵器廃絶を訴え続けてきた。

こうした積み重ねがあったからこそ、国際社会を動かし、国連を動かして新しい到達を築いたのだとあらためて強く実感する。

③ 私自身、被爆二世として、原爆によって奪われた幾多の尊い命に「とうとう、やりましたよ」と報告したいと、万感迫るものがあった。帰国後、広島で14歳のときに被爆し生き地獄をいつも語ってくれた母のところに直行した。もうみずから会話はできませんが、ビッグニュースは理解でき、心から喜んでくれた。

◎「国連会議」での核兵器禁止条約の歴史的採択は、「終わりよければ」という結果だったが、最後までハラハラ、ドキドキの連続だった。

7月7日の会議の冒頭、ホワイト議長が「この条約は核兵器を禁止する規範になる」と意義を語り、コンセンサス（全会一致）で採択したいと提案したとき、大きな拍手に包まれホッとした。そのときオランダが、結果をきちんと残したいという立場から投票による採択の動議を出して、議場には緊張感が走った。ホワイト議長は冷静に投票を宣言し、満場が固唾をのむなか、「賛成122、反対1、棄権1」と表示されると、議場は、緊張から満場の喜びへ一気に弾けた。

反対はオランダ、棄権はシンガポールだけ。アメリカをはじめ核保有大国から切り崩しの圧力があるといわれたが、それどころか国連加盟193カ国の約3分の2が賛成する歴史的な条約によって、核兵器は違法化され、「悪の烙印」を押された。

④とくに「国連会議」を閉幕するにあたって、広島で被爆したカナダ在住のサーロー節子さんがおこなった力強い発言は、会議

全体の思いを凝縮していた。

「この瞬間が来るとは思ってもみなかった。みなさんが、この交渉に心と知力を尽くしてくれたことに感謝したい。核兵器廃絶という目標にかつてなく近づく壮大な成果だ」、「この日を70年間待ち続け、私は喜びに満ちている。これは、核兵器の終わりの始まりだ」、「われわれは、破たんした核抑止政策には戻らない。もう、資源・資金を、人々の必要のためでなく、核の暴力のために使うようなことはしない。取返しのつかない環境汚染には戻らない。将来世代をこれ以上リスクにさらすことはしない」、「私は世界に指導者たちに心からお願いする。この地球を愛するなら、この条約にサインしてほしい。核兵器はつねに反道徳的であったが、いまや違法となった。ともに前進し、世界を変えよう」。

この感動的な発言に満場から大きな拍手が送られた。ホワイト議長が、サーロー節子さんへの感謝とともに、「今日、ついに私たちは核兵器禁止条約を手にしたと世界に伝えることができる」と閉会を宣言すると、また総立ちの拍手。

（2） 多数の政府と市民社会とが根本の力

①笠井議員は、このような歴史的瞬間を述べた後に、国際政治の主役が核大国から圧倒的多数の国と市民社会へとはっきり交代し、世界の力関係・構造に大きな変化が生じているとした上で、その変化を次のように指摘する。

②従来、外交・安全保障分野は、「駆け引きの場」であり、超大国が思うがままに物事を決める「力の世界」であったが、それが民主主義に代わった。

③国連会議で各国代表や市民社会の合言葉となったキーワードは、民主主義（民主的会議で結論を出す）と、リスペクト（対等平等の立場で互いを尊重する）とである。

◎その根底にあるのは、多くの国々と市民社会の「大国何するものぞ」「国連で核兵器違法化の規範を作って核大国に迫ろう」とする確固とした意志と決意であった。そのもとでの「国連決議」であった。

④つまり、アイルランド、オーストリア、

メキシコ、コスタリカ、キューバ、ベトナムなどの大小の国々が大きな力を発揮した。その外交官も一人ひとりが裁量をもって核兵器禁止から完全廃絶に立ち向かい、市民社会と共に条約をつくる姿が際立っていた。そして被爆者に対する思いやりこそリスクの動機だ、と。

②以上のような笠井論文から私が学んだのは次の3点である。

④核禁条約とは、国際政治・国際関係の場

(3) ここで私的感慨を述べてみたい。

①1954年大学入学直後に私は江口朴郎先生(東大教授)の講義「国際関係論」を受講した。

その講義で、先生が一貫して説かれたことは、外交関係、国際関係、戦争問題、民族問題を支配層、権力者間の権力関係のレベルで皮相的に捉えるのではなく、その関係の根底にある人民の動きに着目して捉えるべきだ、ということであった。この教えは、

二 核禁条約の内容

(1) 核禁条約の概要を記す。

その構成は、前文、第1条～第20条からなる(仮訳暫定訳憲法運動2017年10・11月号参照)。

①前文 本条約の協定に至る前提となる基本的認識を記した長文であるが、約めれば次の3点に集約される。

④第1に、核兵器は人道上禁止される。

第2に、ヒバクシャや実験対象者の苦しみと損害に留意(=配慮)する。

第3に、核兵器のいかなる使用も人道の諸原則及び「公共の良心」に反することを確認する。

で横行していた核大国の「力の論理」とは全く異なる次元の、市民社会的良心と人間的良心とが生み出した条約だ、ということである。

⑥その採択に尽力した人々は、市民(市民団体)外交官、政府関係者、を問わず、自分自身の良心を賭けて思索し行動したことである。

⑦こうして採択された核禁条約は、強い規範性を持つことである。

私の脳裏に深く刻み込まれ、国際問題を考える際の「導きの糸」となった。

②今ここに核禁条約の成立過程に働いたものが市民社会の良心、すなわち人民の良心であったことを知り、江口先生の説かれたことが真実であり、真実こそ歴史の現実となることに希望を持ったのである。(江口朴郎「帝国主義と民族」東大出版会・1954年)。

⑥右の3点を集約的に表現したのが前文末尾であり、こう述べられている。

「核兵器の完全廃絶への呼びかけに示された人道上の諸原則の推進における『公共の良心』の役割を強調し、また、その目的のために国際連合、国際赤十字、赤新月運動、その他の国際的機関及び地域機関、非政府組織、宗教指導者、国会議員、学術研究者、ヒバクシャが行っている努力を認識し、次の通り協定した」

②核禁条約は、以上の基本的認識に立ち、第1条で核兵器その他の核爆発物装置につ

き「禁止事項」を列挙している。その事項は次の通りである。

㊤実験、生産、製造、その他の方法による取得・保有・貯蔵。

㊦管理移譲。

㊧受領。

㊨使用または使用の威嚇。

㊩禁止活動の援助・奨励・勧誘。

㊪禁止活動の求援助・受援助。

㊫配置・設置・配備の許可。

③第1条の特徴は、3点である。

第1に、核兵器に関わる凡ゆる活動を洩れなく拾い上げて禁止したこと。

第2に、「使用の威嚇」を禁止したこと。これにより核保有大国アメリカによる「核抑止力」に基づく核威嚇戦略を封じ込めたこと。

第3に、㊫により「核持ち込み」を禁止したこと。

④右の3点のうちの「使用の威嚇の禁止」条項の重大な意義については、太田昌克（共同通信編集委員）「核禁止条約と日米核同盟」世界2017年9月号は次のように指摘している。

(i) 本条項は条約交渉の最終局面で盛り込まれたこと。

(ii) 「使用の威嚇」こそが核保有国の核戦略体系の核心的な重大要素であること。

(iii) 日米同盟、NATO同盟、米韓同盟などの軍事同盟の安全保障政策は、いずれも1950年代の冷戦期から、「使用の威嚇」を前提とする「核抑止論」に立脚してきたこと。

(iv) アメリカの同盟国は、独自に核武装した英・仏を除き、自らは核武器を保有せずアメリカの「核の傘」に依存してきたこと。

(v) 核禁条約が今回「使用の威嚇」を明示的に禁止したことは、「核の傘」依存政策とその戦略に倫理上の闘いを挑みその正統性・正当性を根元から問い直す英断であること。

(vi) この英断は、被爆国日本の歴代政権がアメリカの「核の傘」の下に身を置いてきたことへの、特に安倍政権への批判的な国内世論に対し倫理的な正統性・人道的正当性を付与すること。

(vii) 核禁条約は、以上のような「核抑止論」を土台とする「日米核同盟」へのアンチテーゼ（対抗命題）であること。

以上である。

(VIII) 因みに「使用の威嚇」が取り入れられた経緯につき、前掲笠井論文では次のように述べられているので補充しよう。

“これは会議の最終盤に取り入れられた。核保有国や同盟国が唱える「核抑止論」について、オーストリアから核兵器が安全保障になり、平和をもたらすというならすべての国が持てば世界は平和になるのかという痛烈な批判が出た。そうした議論を経て「核抑止論」自体が禁止対象となり、公約がより強くなり、現実的な力を持った”、と。

④以上の二つの論考から学ぶことは次の点である。

(i) まず第1に、「使用の威嚇」こそがアメリカを始めとする核保有大国の核戦略・核同盟政策の根源にあり、日本はこの戦略と政策の中にながらみと組み込まれその重要な一翼を担っているという現実である。

(ii) 第2に、このおぞましい現実には「使用の威嚇」の禁止により変更を迫られていることである。

この点について〔対談〕高草木博（原水協

代表理事)・太田昌克(共同通信編集委員)
「核大国を迫る世界の流れ」経済2018年1月号のなかで、太田編集委員は次のように指摘している。

“「使用の威嚇」の禁止が入ったことは、アメリカの核の傘の下にある日本に対するメッセージであり問題提起である。つまり核という非人道的な兵器に依存した「抑止力」は果たして持続可能かどうか。そこから平和安全保障を高次の次元にレベルアップしていく時期にきている、という強烈な問題提起だと思う、”と。

(iii) この指摘の意味することは、日本政府を核依存政策から脱却させるべき政治道徳的な責務が、核禁条約によって私たちに課せられたということである。

⑤(i) 核禁条約は、核兵器の使用に関わるあらゆる活動形態を禁止し違法化した。核大国といえども禁止対象の例外ではあり得なくなったのである。

(ii) このことの持つ含意はなにか。ここで再び前掲[対談]「核大国を迫る世界の流れ」での太田編集委員の指摘を参照する。

“目下、核専門家の中で新しい議論が起きていて、武力攻撃を受けた側が必要最小限の反撃をする際、果たして核兵器を使って反撃することが、国際人道法上、許されるのか、という点だ。核使用を最高司令官から命じられた時、軍の最前線で実際に核攻撃の手を下すものに、「それはイリーガル(違法)な命令ではないか」という疑念を生じさせるというのだ。国際人道法の観点から違法な命令に対しては不服従(disobey)、拒否すべきだという議論が起きている。核兵器禁止条約は、こうした論調をさらに強める。

もし実戦で核使用したら、重大な帰結を招来することは分かっているし、国際刑事裁判所で戦争犯罪人として裁かれる可能性すらある。”

(iii) この太田指摘を踏まえて考察すれば、核禁条約による違法化の法的帰結は次のようになるだろう。

㊤政治指導層・軍部上層部の行為はもとより

㊦核使用に直接・間接に関わる現場のすべての者(兵士・技術者・軍属など)の行為

㊧反撃の行為

が「違法」とされ、刑事責任を問われ、断罪されることになるだろう。(以下次号)